

○丸亀市結婚新生活支援事業補助金交付要綱

(令和2年3月30日告示第22号)

改正 令和3年3月29日告示第10号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域における少子化対策の強化や経済的不安の軽減を図るため、若者の婚姻に伴う新生活に係る経費の一部について、予算の範囲内で丸亀市結婚新生活支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、丸亀市補助金等交付規則（平成17年規則第44号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象世帯)

第2条 補助金の交付を受けることができる世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。ただし、対象経費について、他の公的制度による補助等を受けていないこと。

- (1) 令和3年1月1日から令和4年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦であること。
- (2) 申請した日時点で最新の所得証明書をもとに、夫婦の所得を合算した金額（以下「世帯の所得額」という。）が400万円未満であること。ただし、次に掲げる場合にあつては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額が400万円未満であることとする。
  - ア 夫婦の双方又は一方が離職し、申請時において無職であるときは、離職した者に係る所得については世帯の所得額から控除した金額
  - イ 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体から学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。以下同じ。）の返済を現に行っているときは、世帯の所得額から貸与型奨学金の年間返済額を控除した金額
- (3) 補助対象となる世帯の住宅が丸亀市内にあり、かつ、夫婦の双方又は一方が丸亀市に住民登録を有し、現に居住していること。
- (4) 夫婦いずれもの年齢が、婚姻届が受理された時点で39歳以下であること。
- (5) 夫婦いずれもが、市長が別に定める講座の受講者であること。
- (6) 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護又は補助金と重複する他の公的給付を受けていないこと。
- (7) 夫婦の双方又は一方が日本国籍を有していない場合は、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）その他の法令の規定に基づき、日本国の永住権を有すること。
- (8) 夫婦いずれもが、暴力団等の反社会的勢力の構成員ではないこと。

(9) 夫婦いずれもが、過去に婚姻に伴う新生活の支援に係る補助金等の交付を受けたことがないこと。

(10) 夫婦いずれもが、丸亀市東京圏U J I ターン移住支援事業補助金及び丸亀市定住促進民間賃貸住宅家賃等補助金を受けていないこと。

(11) 夫婦いずれもが、市税等に滞納がないこと。

(12) 内閣府及び丸亀市による本事業実施に係るアンケート等へ協力すること。

(補助対象経費)

第3条 補助対象となる経費は、次のとおりとし、令和3年1月1日から令和4年3月31日までに支払った経費に限る。ただし、勤務先から手当等が支給されている場合は、当該手当等の支給分を補助対象経費から差し引くものとする。

(1) 住宅費 婚姻を機に住宅を賃借する際に要した費用で、賃料、礼金及び仲介手数料を対象とする。ただし、世帯員の3親等以内の親族が所有する賃貸住宅に係る費用は除く。

(2) 引越費用 婚姻を機に丸亀市に転入し、又は丸亀市内で転居する際に要した費用のうち引越業者又は運送業者への支払に係る実費を対象とする。ただし、次に掲げる費用は除く。

ア 不要になった家財道具の処分に係る費用

イ その他市長が適当でないと認める費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、住宅費及び引越費用を合わせた額とし、1世帯当たり29歳以下の世帯は60万円、それ以外の世帯は30万円を上限とする。ただし、年齢区分は、夫婦いずれかの高い方による。

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする世帯（以下「申請者」という。）は、丸亀市結婚新生活支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本の写し

(2) 夫婦それぞれの申請した日時点で最新の所得証明書（申請時において夫婦の双方又は一方が離職している場合は、離職票又はこれに代わるものの写し）

(3) 貸与型奨学金の年間返済額が分かる書類（借入れがある場合）

- (4) 住宅の賃貸借契約書の写し
  - (5) 住宅費に係る領収書の写し
  - (6) 引越費用に係る領収書の写し
  - (7) 勤務先からの手当等が分かる書類（勤務先から手当等の支給があった場合）
  - (8) 市長が別に定める講座を受講したことが分かる書類
  - (9) 丸亀市結婚新生活支援事業補助金誓約書（様式第2号）
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- （交付の決定）

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められるときは、丸亀市結婚新生活支援事業補助金交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。

3 市長は、前条の申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、適当と認められないときは、丸亀市結婚新生活支援事業補助金不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第7条 申請者は、前条第1項に規定する通知を受けた場合は、速やかに丸亀市結婚新生活支援事業補助金交付請求書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第8条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽その他不正な手段により当該交付決定を受けたことが判明したとき。

(2) 第2条に掲げる要件を満たさないことが判明したとき。

(3) その他市長が特に必要と認めたとき。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、又は変更したときは、丸亀市結婚新生活支援事業補助金交付決定取消等通知書（様式第6号）により交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月29日告示第10号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。